

お知らせ

技術者及び現場代理人の配置に関する緩和措置の実施について

平成 25 年 9 月 30 日

1. 今回の緩和措置の趣旨

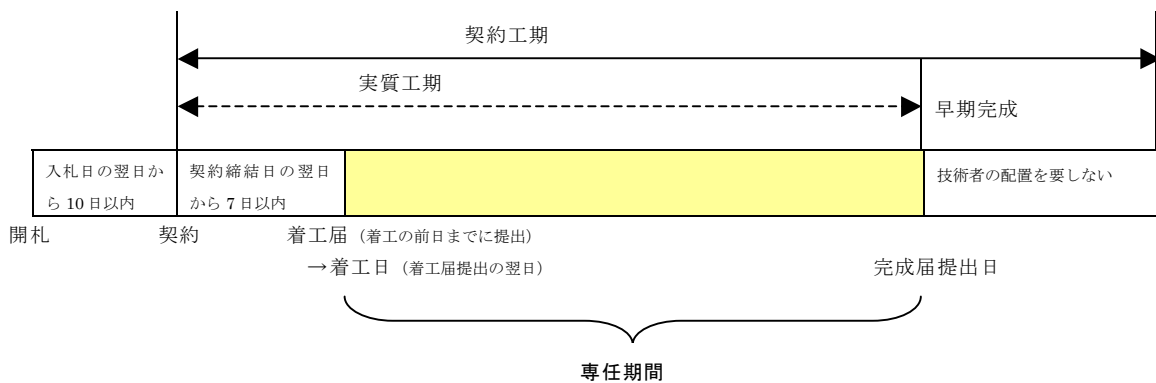
昨年の九州北部豪雨災害に係る災害復旧、国の緊急経済対策等による工事の大量発注に伴い、久留米市においても請負業者の人員不足が懸念されています。よって、以下のとおり技術者及び現場代理人の配置要件の緩和を行うこととします。

(1) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 3 15 号）において、主任技術者又は監理技術者（以下、「技術者」という。）の専任を要しない期間とされている「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間」を以下のとおり取り扱うものとする。

現行) 予定価格が 2 千 5 百万円（建築一式工事の場合にあつては、5 千万円）以上の工事への技術者の配置については、当該工事の着工日が仕様書等に明記されている場合を除いて、開札日時点（事後審査）で、技術者が専任で配置できるか否か（他の工事に配置されていないか）の確認を行っていた。

今後) 全ての工事において、着工届提出日（着工日の前日）までは専任を要しない期間とする。ただし、この要件緩和に伴い、着工届の提出時期を契約締結の翌日から 7 日以内とする（契約約款第 10 条の 2）（着工日が仕様書等で明記されている場合を除く）。このことにより、他の工事に配置されている技術者についても、当該工事の工期末が新規工事の契約日の翌日から 7 日以内である場合、新規工事に配置可能とする。



(2) 専任を要する主任技術者の兼務要件の拡大について

建設業法施行令第 27 条第 2 項に規定する「請負代金の額が 2 千 5 百万円以上の工事のうち、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事の管理をすることができる」を以下のとおり取り扱うものとする。

現行) 久留米市発注の予定価格2千5百万円以上の工事において、隣接する工事端間距離等が50m以内であって諸経費の調整を行った場合、主任技術者の兼務を可能とする取扱いを行なってきた。

今後) 当面の間、予定価格が2千5百万円(建築一式工事は5千万円)以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、2箇所まで主任技術者の兼務を認めることとする。

※この取扱いは、監理技術者には適用されない。

※この取扱いは、現に施工中である工事間の兼務には適用されない。

※対象となる工事は、久留米市が発注する工事。なお、福岡県及び他市町等が発注する工事との兼務については、各発注者が認めるものであること。

(3) 現場代理人の常駐義務の緩和(兼務要件の新設)について

現行) 現場代理人は常駐を義務付けていたため、他の工事現場との兼務は認めていなかった。

今後) 当面の間、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所であり、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる工事で、かつ、監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれる場合には2箇所まで現場代理人の兼務を認めることとする。

※対象となる工事は、久留米市が発注する工事。なお、福岡県及び他市町等が発注する工事との兼務については、各発注者が認めるものであること。

2. 適用時期

平成25年10月7日工事発注(公告、指名通知)分から適用する。

※ 詳細は、「現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用要領」及び「現場代理人及び技術者の適正配置に関するQ&A」を参照してください。